

平成27年第7回見附市教育委員会定例会議事録

○招集日時 平成27年8月28日(金) 14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第52号 見附市教育委員会組織規則及び見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第53号 見附市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について

議第54号 見附市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則の制定について

議題55号 見附市保育の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議題56号 見附市赤ちゃんの駅事業実施要綱の制定について

議題57号 平成27年度一般会計補正予算(見積書)のうち教育関係予算の原案について

○出席者(5名)

教 育 長 長谷川 浩 司

委 員 小林 弘 武

委 員 南 雲 京 子

委 員 武 田 一 夫

委 員 小 倉 美 砂 子

○事務局出席者

教育部長 星野 隆
学校教育課長 松井 謙太
まちづくり課長 岡村 守家
教育総務課長補佐 早川 洋介
学校教育課長補佐 糺谷 正夫
こども課長補佐 森澤 祐子
臨時職員 後藤 直子

14時10分開会

教 育 長

只今より、平成27年第7回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席委員5人でございます。

教 育 長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則
第27条の規定により武田委員を指名します。

教 育 長

日程第2 報告事項 報告1. 6月市議会定例会一般質問について、教育部
長より説明願います。

教 育 部 長

6月市議会定例会一般質問について報告いたします。

今回は、小川議員と重信議員、そして木原議員の3人から一般質問がありました。

小川議員からは「少子化とスポーツについて」の質問があり、スポーツ少年

団の大会と学校行事が重ならないよう連携を深めていくという事と、中学校の部活動の市内大会における参加及び活動状況についてお答えしました。また、過去5年間の種目別員数の推移については増加している部が14、減少している部が15と答えました。そして、部活動強化に向けた組織を立ち上げたらどうかという質問には、今のところ考えていないが、生涯スポーツの推進、競技力の向上には努めていきたいと回答いたしました。

重信議員からは2点質問があり、1点目の「通学路の安全対策について」の質問に対しては、学校が安全点検を行い、児童の安全に配慮した通学路を指定しますが、学校の指導による改善が難しい道路環境等の問題がある場合は、道路管理者や交通問題を検討する見附市交通課題検討プロジェクトに図って改善していくことと、今後は登校班の人数の低下及び下校時の安全性の向上が検討課題であると回答いたしました。2点目の「小中学校の適正規模・適正配置について」の質問に対しては、60年ぶりに国が示した手引は、各自治体がそれぞれの事情に応じた教育的観点や学校が地域の核であることへの配慮などが示されたもので、見附市としてはこれからも今までの教育振興を充実させていきたいと回答いたしました。

木原議員からも2点質問があり、1点目の「主権者教育について」は、小中学校の社会科を中心として主権者教育を実施しているが、現在見附市が目指していることが未来を担う若者を育てていくことであり、主権者教育で願う所と重なるものと理解しています。そして、見附市の教育理念「ふるさと見附を愛する子どもの育成」「世に役立つことを喜びとする子どもの育成」を、教育委員会として地域のみなさまのお力をいただきながら、様々な施策を進めていきたいと回答いたしました。2点目の「私立高校への学費助成について」であります。見附市は平成22年度からの高等学校等の授業料無償化に伴い学費助成

制度を廃止しましたが、毎年市内中学生の約14%の生徒が私立高校へ入学しており、県内では6市が保護者の所得状況に応じて助成しているということもあり、国や県の学費助成制度の周知とともに他市の状況を注視して、必要な対応をしていきたいと回答いたしました。以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に 報告2. 中学生の広島平和式典への派遣についてと、報告3. 防災スクール事業について、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

中学生の広島平和式典への派遣について報告します。

戦後70年、またこの事業が始まって20年目という節目の年である今年は、8月4日(火)～7日(金)に各中学校代表生徒4名が広島で研修を行いました。

代表生徒は7月23日(木)の事前研修で、本研修にかける思いや平和への願いを込めた作文を発表し、研修への意欲を高めました。

8月4日からの現地研修では、被爆体験者の方の講話、平和記念資料館や袋町小学校等被災校舎の視察研修、平和記念式典への参列等を通して、戦争や原爆の苦しさや悲惨さ、今の平和な社会が多くの先人の努力により築かれてきたこと、そして、それを守り続けていく事の大切さなどを強く感じ、本研修で体験し学んだ内容を伝え、広げることへの決意を新たにしました。

なお、研修の成果は作文と模造紙を利用した壁新聞にまとめ、各学校で発表する機会をつくるとともに、教育委員会でも研修報告会を開催します。今のと

こ10月13日(火)15時20分4階大会議室で行う予定です。後日教育委員の皆さまにはあらためてご案内いたします。その他に壁新聞をネーブルみつけに掲示したり、研修の成果をまとめた冊子を図書館や公民館に置いたりし、広く市民へお知らせする機会を持ちます。今年度のアカウントビリティ in 見附では、市民に向けて研修の成果を発表する予定です。

続いて防災スクール事業について報告いたします。

平成24年度から文部科学省の委託を受けて実施して参りました「防災スクール」事業が今年度4年目となりました。そこで、これまでの「防災スクール」の成果であるモデルプランや関係機関とのネットワークを活用し、今年度は実施校を拡大し、見附小学校、見附第二小学校、名木野小学校、今町小学校、見附中学校の5校で学校に宿泊する1泊2日の体験活動「防災スクール」を実施しました。特に見附第二小学校の「防災スクール」は学校と地域コミュニティが共催して実施いたしました。防災のスキルを取り入れることで、子ども達が地域を知り、地域への愛着が湧き、地域に貢献しようという意識を育むことを期待し今後も継続発展させていきたいと考えています。

見附小学校で8月5日(水)、6日(木)に4年生91名が参加、見附第二小学校で8月8日(土)、9日(日)に5、6年生9人が参加、名木野小学校で8月18日(火)、19日(水)に5年生66名が参加、今町小学校で8月24日(月)、25日(火)に4年生約61名が参加、見附中学校で7月29日(水)、30(木)に2年生93人が参加しました。

プログラムの内容は、大平森林公園でのEボートの体験、着衣泳、救急搬送やおぼれた人をロープで救助する練習、地域の防災倉庫の確認、遊水池の見学、見附市のハザードマップの学習や地域確認、保護者や地域の方による炊き出しなどから学校が選択しています。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

小 林 委 員

広島平和式典への派遣についてですが、平和教育の一環という事と思いますが、広島に限らず長崎、沖縄等他の場所への派遣という事は考えられないでしょうか。

学校教育課長

お答えいたします。この事業は3泊4日で実施している事業で、県内の他の自治体は2泊3日という強行日程で実施しています。それに比べ3泊4日というゆとりある予算を配当してもらっていますので、その中で可能な方法を今後検討していきたいと思えます。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

では次に、報告4. 中学生の海外派遣について、まちづくり課長より説明願います。

まちづくり課長

平成20年から始まり今年で7回目となりました。今年は8月13日(木)から21日(金)の7泊9日という日程で11名の中学生を派遣いたしました。現地ではタイソン中学校やさくら日本語学校への訪問、地元の家庭へのホームステイなどによりダナン市民との交流を深めるとともに、ベトナムの文化や風土に直接触れる体験をしてきました。参加者の内訳は1年生が4名、2年生が6名、3年生が1名、男女別では男子3名、女子8名、学校別では見附中学校

4名、南中学校5名、西中学校2名となっています。なお9月7日（月）に帰国報告会を行う予定にしています。以上です。

教 育 長

只今の説明に対し、ご質問はございませんか。

小 林 委 員

今年7回目という事ですが、何か特徴的な事がありますか。

まちづくり課長

特徴的なことではないかもしれませんが、最初は日本との違いに驚きがあったようですが、日本語や英語、少しのベトナム語、それに、ジェスチャーを交え最終的には楽しく交流することができました。そして最後には別れるのがつらいというような体験をしましたが、ひと回りもふた回りも大きく成長して帰国しました。

また今年は、飛行機の手配等がなかなかできず、日程が変わったことで、費用が少なくて済んだため、当初8名の予定でしたが、11名の応募者全員に参加してもらうことができました。

教 育 長

昨年参加した見附中学校の生徒さんが、その体験を「わたしの主張長岡地域地区大会」で発表し、最優秀賞2名のうちの1名に選ばれました。9月12日に三条で県大会が行われますが、それも楽しみにしています。

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

それではここで事務局より追加報告の申出がありましたので、お願いします。
報告5. 平成27年度全国学力・学習状況調査の結果（速報値）についてと、

報告6、学校基本調査に基づく平成26年度不登校児童生徒数についてを学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

今年4月に実施した全国学力・学習状況調査結果が報告されました。今年度は国語、算数の他に3年ぶりに理科も実施されました。小学校の平均は国語A(知識)、国語B(活用)、算数A(知識)は全国平均を上回る結果となりましたが、算数B(活用)、理科は全国平均を下回るという結果となりました。学校だけでなく市としても分析を急いでいる所であります。また、なかなか思うような成果が出なかった子どもさんについては個別の対応をするなどしていきたいと考えています。

中学校については、国語(A、B)、数学(A、B)、理科すべて全国平均を上回る事ができました。

学力テストを受ける学年は、小学校は6年生、中学校は3年生です。今年の中学3年生が3年前にこの学力テストを受けた際はあまり芳しくない結果でしたが、中学校3年生となり全国平均を上回る結果を出せました。この勢いを落とさず、卒業、進学に頑張ってもらいたいと思っております。

次に学校基本調査に基づく平成26年度不登校児童生徒数についてですが、26年度については、小学校も、中学校も不登校の生徒数が増加しました。不登校というのは30日以上欠席した児童で、病気や特別の事情のある児童は除きます。小学校は9名、中学校は33名。前年と比較すると中学校は約倍になりました。原因は親子関係や子ども自身の問題であったり、家庭環境であったりとそれぞれ個別であります。それぞれについて各学校で、校内組織などを使い継続して支援に取り組んでいる所であります。中学校の方はすでに2学期が始まっていますが、来週早々に校長会がありますので、個別の支援をしっかりと

するように話をしたいと考えております。教育委員会でもシェイクハンド訪問や、「心の教室相談員」等様々な手立てを行っておりますが、それが本当に実効性のあるものなのかどうかという事を見直していきたいと考えております。

教 育 長

では報告5. 平成27年度全国学力・学習状況調査の結果（速報値）について、ご質問はございませんか。

小 倉 委 員

理科が3年ぶりという事ですが、社会ではなく理科なのはなぜでしょうか。また、自分の子どもは教育センターが行っている様々な授業に喜んで参加していますが、参加者がとても少ない状況です。そんな事も関係あるのでしょうか。

学校教育課長

小倉委員の言われた2点は重なっている話だと思われます。ひとつは理科ばなれで、理科が嫌いという子どもが増えています。理科の持つ自然科学の面白さを感じ取る場が少ない、また、科学立国である日本が、かつての輝きを放ちにくくなってきている。そのような事から子ども達に科学の力を高めていきたいというのが国の考えであります。見附市としても、おもしろ科学教室を年に7～8回程開催しておりますが、参加して下さっているお子さんたちは非常に楽しそうにやって下さっています。また理科センターとしても待っているだけでなく、学校に出向き、PTA活動や夏休み前の自由研究の相談会、また理科の授業に直接加わり、何人がかりで教えるというような事も取組んでいるところです。

教 育 長

よろしいでしょうか。では次に、報告6、学校基本調査に基づく平成26年度不登校児童生徒数について、ご質問はございませんか。

南 雲 委 員

中学校の33名は4校の割合としてはどうでしょうか。

学校教育課長

この33名の中にはカウンセラーについたり、通院したりしている子もおりますが、特に病名がついている訳ではないので、この33名に含めてあります。

A校は11名、B校は7名、C校は8名、D校は7名となっています。

教 育 長

おそらく27年度は全体に減ると思います。

学校教育課長

3年生が15名いるので、27年度は卒業していますが、あらたに1年生が入ってきていますので、あらたな不登校が出ないようにしていきたいと思います。

南 雲 委 員

今町小学校が一時荒れていましたので、その関係で今町中学校が多いかと思
い聞いてみました。

教 育 長

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、以上で報告事項を終了したいと思います。

教 育 長

日程第3 議第52号 見附市教育委員会組織規則及び見附市教育委員会
職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議第53号
見附市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について、を議
題といたします。教育部長に説明を求めます。

教 育 部 長

議第52号 見附市教育委員会組織規則及び見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について説明いたします。

第1条の見附市教育委員会組織規則の一部を改正する規則では、第5条第5項の「主幹」の次に「管理指導主事」を追加するものであります。第2条 見附市教育委員会職員の職名に関する規則では、別表の職名表中、「指導管理主事」を「管理指導主事」に改めるものであります。附則において、公布の日から施行するものであります。

議第53号 見附市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程は、第2条中の第7号から第9号における条項のずれを訂正するものであります。附則において、公布の日から施行するものであります。

教 育 長

只今の説明対して、質疑はございませんか。

小 林 委 員

役職名改正ですが、ただ名称が変わったということですか。

教 育 部 長

そうです。

教 育 長

他にございませんか。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。したがって、本2案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第54号 見附市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則の制定について、議第55号 見附市保育の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議第56号 見附市赤ちゃんの駅事業実施要綱の制定についてを議題といたします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第54号 見附市子どものための教育・保育給付の認定に関する規則の制定について説明させていただきます。

最初に、議案の訂正をお願いします。4ページ1行目の「第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容について審査し、」の部分が前ページの内容と重複しておりましたので削除をお願いします。

まず、規則の制定理由を説明させていただきます。子ども・子育て支援法では、保育園等を利用する場合、保護者は市町村に対して申請し、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有することの認定を受けなければならないとされており、その認定に関することを定めるため本規則を制定するものであります。条文について説明いたします。第1条で「趣旨」、第2条に「保育必要量の認定基準」、第3条に「支給認定の申請」、第4条には「支給認定の通知」について定め、第5条に「支給認定の変更の申請」、第6条に「職権による支給認定の変更」、第7条に「支給認定の変更の通知」第8条に「支給認定の取り消し」、第9条に「委任」について定めるものであります。5ページから9ページに、

支給認定に必要な申請書等の様式を記載のとおり定めるものです。附則におきまして、この規則を公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものであります。つづきまして、議第55号 見附市保育の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明させていただきます。まず、規則改正の理由であります。子ども・子育て支援新制度による条例規則の改正等に伴い本規則を改正するものであります。条文について説明いたしますので、11ページをご覧ください。第1条の趣旨では、これまで規則の根拠を「見附市保育の実施に関する条例第3条」としておりましたが、同条例が廃止となりましたので、「児童福祉法第24条第1項」の改めること、第2条第1項では、これまで保育園への入園の基準を「見附市保育の実施に関する条例第2条に規定の保育の実施基準」としておりましたが、新たに制定した「見附市保育の必要性の認定に関する規則第3条に規定の保育の必要性の基準」に改めるものであります。次ページは、「保育園入園申込書兼児童台帳」を記載のとおり改めるものであります。附則におきまして、この規則を公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものであります。つづきまして、議第56号 見附市赤ちゃんの駅事業実施要綱の制定について説明させていただきます。条例制定の理由ですが、地域全体で子育てにやさしいまちづくりを進める取り組みとして「赤ちゃんの駅事業」実施するため、本要綱を制定するものであります。条文について説明いたします。第1条の趣旨において、乳幼児を抱える保護者等が外出時において、気軽におむつ替え、授乳等ができる市内の施設を赤ちゃんの駅として広く公表し、安心して外出できる環境整備を図ることを目的として実施することに関し必要なことを定めることとしております。第2条に「利用対象者」、第3条に「登録施設基準」、第4条に「登録方法等」、第5条の「表示等」で登録施設の管理者は、「赤ちゃんの駅ステッカー」を施設の出入口等利用者の目の

付きやすい場所に掲示しなければならないことを、第6条に「登録の変更等」、第7条に「登録の廃止」第8条に「実施状況報告等」、第9条に「公表」、第10条にその他としてこの要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定めることを定めております。17ページから21ページにおいて、申請書等の様式を記載のとおり定めるものです。

附則におきましてこの要綱の施行日を平成27年10月1日とするものであります。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございますか。

小 林 委 員

議第56号見附市赤ちゃんの駅事業実施要綱についてですが、登録施設を募るという事ですが、どういう施設が手を挙げられると想定されていますか。

こども課長

登録施設基準については第3条に定めていますが、市内の公共施設と民間施設で、おむつ替えができるベビーベットやベビーシートが備えてある、また授乳ができる簡易なカーテンがついているスペースがあるというこの2つを備えている店という事です。公共施設については条件がそろっている施設を市の方で選定します。民間施設は市の方から広く公募するとともに、町の駅等で現在もこのような対応をされている駅に声掛けをしながら多くの施設に登録をしていただきたいと思います。

教 育 長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

こども課長

全国的にはすでに取り組んでいるところは多いのですが、県内では燕市と

胎内市が取組んでいます。ですので、見附市の取組は早い方になります。

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本3案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第57号 平成27年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について、を一括して議題とします。款項目順にこども課長、学校教育課長、教育部長に説明を求めます。

こども課長

「社会福祉総務一般経費」の補正予算については、87万6千円の増額であります。補正要求した理由でございますが、こども課の管理栄養士が出産のため産休・育休を取得します。その代替の非常勤職員を雇用するため社会保険料119千円と賃金757千円算を補正計上するものであります。

「子育て支援事業」の補正予算については、49万5千円の増額であります。補正要求した理由でございますが、今町子育て支援センターのエアコン室外機が故障したため、その修繕料として補正予算を計上するものです。

学校教育課長

「見附防災スクール推進事業」の補正ですが県の中越大震災復興基金事業である「ふるさと新潟防災教育推進事業」の補助金を受け、防災スクール推進事業について拡充を図るものであります。H27～29の3年間の継続事業です。

市内13校を対象として防災教育を継続的に実施するための自校プログラムの作成や見附独自の教材作り、指導や研修に係る講師謝金等に活用します。次に申請していた内田エネルギー振興財団助成金を活用した理科教育備品の購入費であります。教育センター費が、当初予算581万円のところ27万円の補正で補正後の予算額が608万円となります。

※フィールド観察用望遠鏡2台を購入し、精度の高い野外観察活動を行うものであります。

教 育 部 長

図書館施設管理費の8万9千円の増であります。図書館で利用している電話機器がリース切れしていたものを使用していたのですが、老朽化によりエラーが頻発するようになったため、新しくリースしたいものであります。

図書館が指定管理となった平成19年度には、すでにリース切れの機器であったものであります。図書費増。8万9千円増。電話機器の更新による新規リース料の8万9千円の増であります。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございますか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これで平成27年第7回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時02分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

長谷川 若司

議事録署名委員

武田 一夫

